京都府補助事業

令和２年４月

中小企業等の事業主の皆様へ

奨学金を返済する従業員に手当を支給する中小企業等へ助成します！
人材確保のために一緒に取り組みませんか！

就労・奨学金返済一体型支援事業

京都府では、中小企業等の人材確保と若手従業員の定着及び経済的負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業等の負担額の一部を補助します。ぜひ、ご活用ください。

補助対象となる中小企業等

京都府内に事業所があり、従業員への奨学金返済支援制度を設けている中小企業等（中小企業等経営強化法に定める中小企業者、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人（一般・公益）、財団法人（一般・公益）、きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもの、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証を受けているもの等）

支援対象者

上記企業等に勤め、次の要件を全て満たす者（年齢制限なし）

① 正社員であること
② 当該企業において正社員となってから６年以内（中途採用含む）
③ 受給した奨学金を本人が返済中であること
④ 府内事業所に勤務していること

補助期間

対象者１人につき最大６年間

補助額

企業負担額の１／２以内
（年間奨学金返済額の１万円を超える部分の１／２以内）
・正社員となってから１年目～３年目＊　上限９万円／人・年
・正社員となってから４年目～６年目＊　上限６万円／人・年
（＊新卒採用で返済猶予期間がある場合は、初回返済日の月から起算）

申請受付

令和２年４月１日(水)～令和３年２月２６日（金）

申請方法等

詳細は、京都府中小企業団体中央会ホームページをご覧ください。
http://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/cat2/post-79.html

＜制度導入メリット＞
☆雇用・環境経営促進金利優遇制度の「一般資金」及び「小規模企業おうえん資金（ステップアップ枠）」の金利をさらに 0.2%引下げ！（補助金交付決定企業に限る）
☆京都府の HP やその他広報媒体への掲載による支援導入企業の紹介！
☆企業と求職者をマッチングする説明会への優先出展
＜制度導入による効果＞
☆福利厚生の充実による従業員のモチベーションアップにつながります！
☆企業のイメージアップにつながり、企業説明会等求人の際の PR に有利！
☆若手職員を採用でき、人材確保に繋がったとの声あり！

京都府補助事業

本制度の活用例

正社員となってから１～３年目の従業員に月々１万５千円（年１８万円）を手当として支給された場合、府が年９万円（ひと月あたり7,500円）を補助します。

【返済総額300万円（年20万円）、返済期間15年】

（単位：万円）

正社員となってから			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7～15年目	計
返　済　額			20	20	20	20	20	20	180	300
負担	本　人		2	2	2	8	8	8	180	210
	企　業		18	18	18	12	12	12		90
		府	9	9	9	6	6	6		45

※1　毎年20万円の返済額を、正社員となってから1年目～3年目までは本人負担を年2万円に、4年目～6年目までは年8万円に軽減します。
※2　補助金を最大限受給するケースで記載しています。
※3　企業が支給する手当額はご自由に設定いただけます。

申請手順

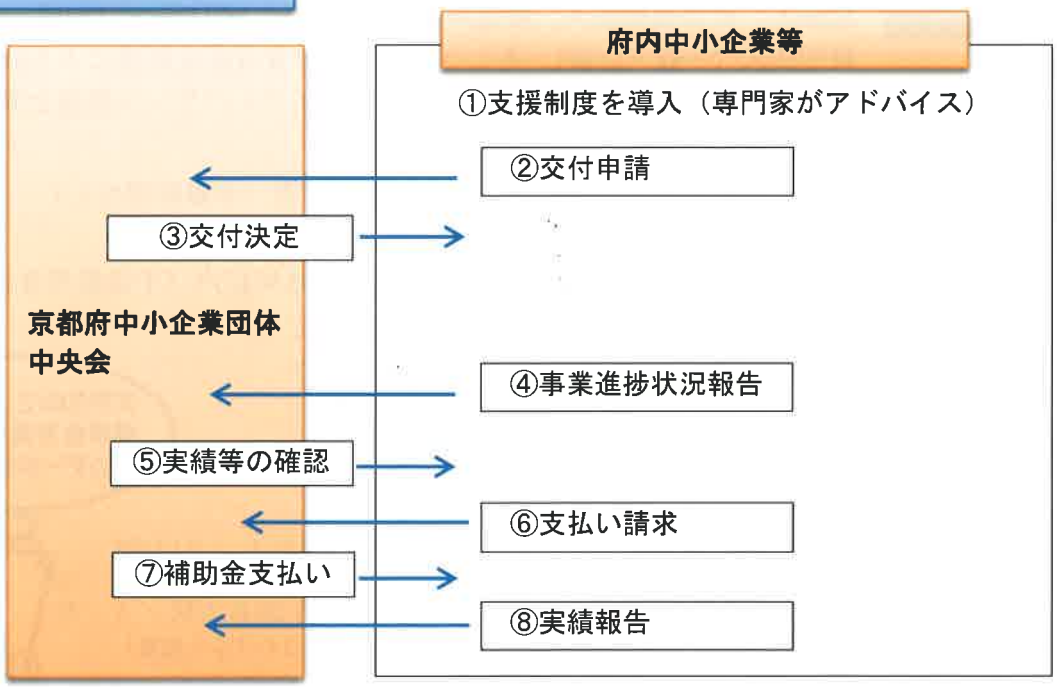

奨学金返済負担軽減支援制度を導入するには？

就業規則や社内規程等に従業員への奨学金返済負担軽減支援制度（手当等）を定めていただく必要があります。盛り込む方法、規程例については、京都府中小企業団体中央会ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

◆就業規則の作成等の中小企業の就労環境改善に向けた取組を支援するため、社会保険労務士によるアドバイザー派遣（２回まで無料）や助成制度を設けておりますので、ご活用ください。

【アドバイザー派遣連絡先】京都府社会保険労務士会
TEL：075-417-1881／FAX：075-417-1880

まずは、ご相談ください。

【お問合せ・補助金申請先】京都府中小企業団体中央会
〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地　京都経済センター３階
電話　075(708)3701　／　FAX　075(708)3725
受付時間：月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）９～１２時、１３時～１７時